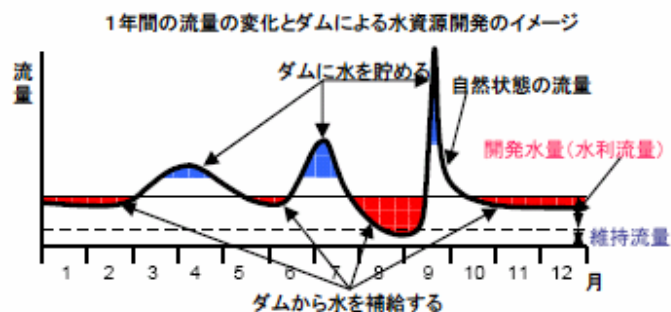
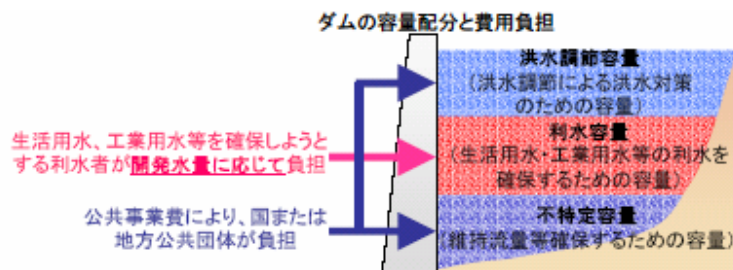


## 用語集

- 多目的ダム・・・ damの有する洪水調節の機能と利水補給、発電などの目的を持つdamのこと。
- 開発水量・・・ dam等水資源施設によって新たに利用可能となる河川水量。通常、流量の単位 (m<sup>3</sup>/s) で表される。
- 水利流量・・・ 流水の占用のために必要な水量。
- 維持流量・・・ 舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を総合的に考慮し、渇水時において維持すべき流量。
- 確保流量・・・ 河川を適正に利用し流水の正常な機能を維持するために必要な水量でdam等からの補給によって確保される流量。

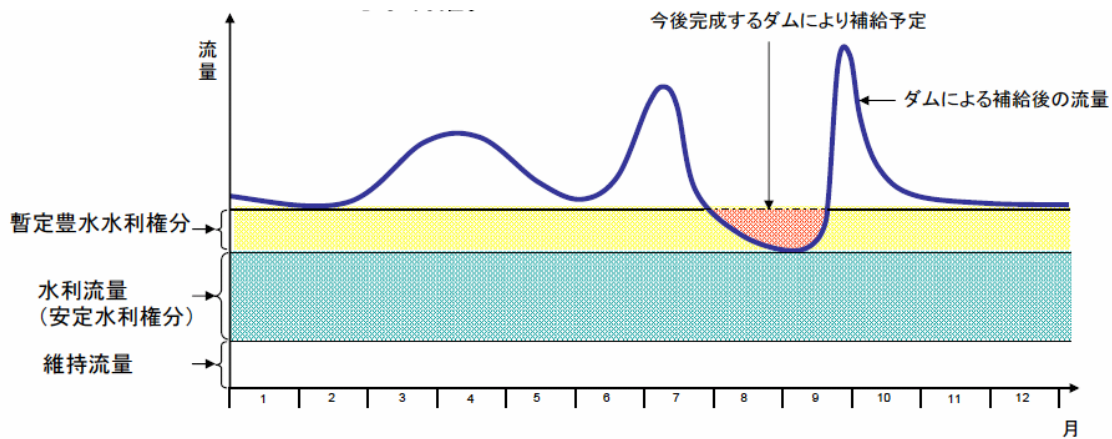


水利権・・・ 河川の流水を占有（排他的・継続的に使用）する権利。取水予定地点における10年の渇水流量※の最小値（基準渇水流量）から既得水利権量及び河川管理上必要な流量（維持流量）を控除した残りの流量の範囲内である場合に、新規に流水の占有が許可される。  
※渇水流量：年間を通じて355日を下回らない程度の流量値

安定水利権・・・ 取水が安定的に継続可能な水利権。

暫定豊水水利権・・・ 緊急暫定的に用水を必要とする場合、例えば、ダム等の建設により水源が安定的に確保されるまでの間、河川の流量が一定量を超える場合に限り、暫定的に取水することができる水利権。

不安定取水・・・ 水源となる水資源開発施設が完成していないため、河川流量が豊富な時にのみ可能となる取水で、河川流量が少ない時（利水計画の基準となる河川流量以下に減少した時）には取水することが困難となる河川からの取水。



- 渇水・・・ 一般的には、水資源としての河川の流量が減少あるいは枯渇した状態。  
自然現象としては、流域の降水量が相当程度の期間にわたって継続して少なくなり、河川への流出量が減少したため、河川の流量が水資源開発施設により確保すべき流量より少ない流量が継続する状態。従来、おおむね 10 年に 1 回程度発生すると想定される規模の渇水を対象に、安定した取水を行えるよう水資源開発施設が計画されている。  
一方、需要面から見ると、流域の降水量が相当程度の期間にわたって継続して少なくなり、河川への流出量が減少したため、貯水量の減少によりダム等の水資源開発施設からの通常の補給を行うことが困難となり、平常時の取水方法で必要な量の取水を完全には行えなくなった状態。
- 取水制限・・・ 渇水時において、関係利水者間の調整に基づき、河川からの取水量を減少させることを言う。なお、河川管理上は取水制限の期間を一般的に渇水と言っている。
- 利水者・・・ 発電、水道、かんがい等を目的として河川水を利用（取水、貯留）する権利（水利権）を有する者を言う。
- 利水安全度・・・ 利水安全度とは、河川水を利用する場合における渇水に対する取水の安全性を示す指標であり、一般に何年に一度の規模の渇水に対してまで安定的に取水可能かを示している。我が国ではダム等水資源開発施設の計画に当たっては、一般に 10 年に 1 回程度発生する規模の渇水を対象に安定した取水が行えるよう計画されている。

- 生活用水・・・ ①飲料水、調理、洗濯、風呂、掃除、水洗トイレ、散水等の家庭用水及び②飲食店、デパート、ホテル、プール等の営業用水、事務所等の事業所用水、噴水、公衆トイレ等の公共用水、消化用水等の都市活動用水として使われている水の総称。
- 工業用水・・・ 工業の分野において、ボイラー用水、原料用水、製品処理用水、洗浄用水、冷却用水、温調用水等に使われている水の総称。
- 農業用水・・・ ①水稻等の生育に必要な水田かんがい用水、②野菜、果樹等の生育等に必要な畑地かんがい用水及び③牛、豚、鶏等の家畜飼養等に必要な畜産用水の総称。これのうち、水田かんがい用水が大部分を占めている。
- 水資源開発水系・・・  
(フルプラン水系) 水資源開発促進法に基づき、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な河川の水系として指定される水系のこと。  
現在、利根川水系、荒川水系、豊川水系、木曾川水系、淀川水系、吉野川水系、筑後川水系の7水系が指定されている。
- 水資源開発基本計画・・・  
(フルプラン) 水資源開発促進法に基づき、水資源開発水系に係る地域について策定する、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき計画のこと。  
計画には、①水の需要の見通しと供給の目標、②供給の目標を達成するために必要な施設の建設に関する基本的事項、③その他の重要事項が記載される。  
現在、6つ(利根川水系、荒川水系は、2水系で1計画)の計画が策定されている。

- 全国総合水資源計画・（ウォータープラン）
- 水資源に関する施策を長期的かつ総合的な観点から計画的に推進するために作成する、全国の水資源に関する長期計画のこと。  
我が国のマクロ的な水需給の見通しを全国 14 ブロックに分けて示すとともに、今後の水資源の開発、保全、利用に関する基本的方向を示す。  
これまで、累次の全国総合開発計画を踏まえ、昭和 53 (1978) 年には「長期水需給計画」、昭和 62 (1987) 年には「ウォータープラン 2000」、平成 11 (1999) 年には「ウォータープラン 21」を策定。  
現在の「ウォータープラン 21」では、基本理念として、健全な水循環系を確立し、持続的発展が可能な水活用社会を確立することを掲げている。
- 水循環系・・・
- 蒸発・降水・浸透・流出を繰り返す自然の水文循環と、人間が人工的に整備した水道や下水道などを経由して流れる水をあわせて、一連の水の流れを形成するシステムを意味する。  
このシステムの中には工場や家庭、農地などでの水利用を含む。
- 健全な水循環系・・・
- 流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態。
- 異常気象・・・
- 過去の平均的な気候状態から大きくかけ離れた、社会に対して様々な影響を与え、場合によっては災害を引き起こすような気象現象。一般的な異常気象の時間・空間スケールは、大小様々であり、時間スケールについて見ると日単位程度の現象から数か月～1年程度の現象も含まれる。
- 気候変動・・・
- 大気圏とそれを取りまく海洋、陸地、雪氷等で形成される複雑な気候系の変動に伴って生じる。ま

た、温室効果ガスなどの大気中濃度の人為的あるいは自然の変化によっても引き起こされる。その変動には様々な時間単位のもが含まれ、また空間的にも、地域によって異なった変動が見られる。

出典・参考

「水マネジメント懇談会参考資料」（第1回、第2回）：国土交通省河川局（平成15年）

「平成16年版日本の水資源」：国土交通省土地水資源局水資源部（平成16年）

「国土庁史」：国土庁（平成12年）